

**平成 26 年度和歌山県計画に関する  
事後評価**

**平成 30 年 9 月  
和歌山県**

### 3. 事業の実施状況

平成26年度和歌山県計画に規定した事業について、平成29年度終了時における事業の実施状況について記載。

|                  |   |                      |
|------------------|---|----------------------|
| 事業の区分            | 2. 居宅等における医療の提供に関する事業   |                      |
| 事業名              | 【NO.1】<br>在宅医療調整支援  | 【総事業費】<br>143,317 千円 |
| 事業の対象となる区域       | 和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域   |                      |
| 事業の実施主体          | 郡市医師会等  |                      |
| 事業の期間            | 平成 26 年 12 月補正予算成立後～平成 30 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了  |                      |
| 背景にある医療・介護ニーズ    | 増加が見込まれる在宅患者や、多様化する在宅医療のニーズに対応し、適切な医療・介護サービスが供給できるよう在宅医療にかかる提供体制の強化が必要。   |                      |
|                  | アウトカム指標：<br>在宅療養支援診療所 100 施設増加  |                      |
| 事業の内容（当初計画）      | 各郡市医師会等に在宅医療の総合相談窓口を設置し、かかりつけ医や多職種が連携して地域における在宅医療提供体制のネットワークを構築   |                      |
| アウトプット指標（当初の目標値） | ・窓口設置数 11 か所<br>・在宅療養支援診療所の件数の増加  |                      |
| アウトプット指標（達成値）    | <p>【平成 26 年度】<br/>窓口設置等について、各郡市医師会との調整を行った。（11 か所）</p> <p>【平成 27 年度】<br/>県内各保健所単位で在宅医療提供体制検討委員会を設置し、窓口設置等について、関係団体と協議を実施。体制の整った圏域から順次事業を開始し、県内 3 箇所にて在宅医療相談窓口を設置した。</p> <p>【平成 28 年度】<br/>県内各保健所単位で在宅医療提供体制検討委員会を設置し、窓口設置等について、関係団体と協議を実施。新たに県内 5 箇所にて在宅医療相談窓口を設置し、事業を開始した相談窓口は 8 箇所となった。</p> <p>【平成 29 年度】<br/>県内全圏域において相談窓口が設置され、県内で事業を実施している相談窓口は 9 箇所を設置となった。</p> |                      |
| 事業の有効性・効率性       | 事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：<br>在宅療養支援診療所 100 施設増加<br>→ 11 施設の増加と微増であるが、在宅専門の診療所も設置されている。   |                      |

|     |   |
|-----|---|
|     | <p><b>(1) 事業の有効性</b></p> <p>各圏域における在宅医療の取組み状況には差があることから、それぞれの現状等に応じた支援を行うことが必要であり、そのためには圏域での協議が非常に重要である。</p> <p><b>【平成 26 年度】</b></p> <p>平成 26 年度においては、各圏域の関係者への事業説明等の調整を行ったことにより、各圏域において、本事業の周知と在宅医療推進に対する認識の共有を図ることができた。</p> <p><b>【平成 27 年度】</b></p> <p>平成 27 年度においては、在宅医療提供体制検討委員会において、各圏域における相談窓口の設置先が概ね決定し、全県的な在宅医療提供体制の構築に向けた取組を進めることができた。</p> <p><b>【平成 28 年度】</b></p> <p>平成 28 年度においては、各圏域における相談窓口が順次事業を開始、未開設の圏域においても設置先が決定し、全県的な在宅医療提供体制の整備を進めることができた。</p> <p><b>【平成 29 年度】</b></p> <p>平成 29 年度においては、未開設の圏域においても相談窓口が事業を開始し、相談窓口担当者間での連絡会議を実施するなど、全県的な在宅医療提供体制の整備を進めることができた。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b></p> <p><b>【平成 26 年度】</b></p> <p>平成 26 年度においては、圏域ごとに、関係者への事業説明等の調整を行ったことで、関係者間の情報共有を効率的に行うことができた。</p> <p><b>【平成 27 年度】</b></p> <p>平成 27 年度においては、在宅医療提供体制検討委員会の設置により、在宅医療相談窓口の設置先の選定をスムーズに行うことができた。</p> <p><b>【平成 28 年度】</b></p> <p>平成 28 年度においては、圏域在宅医療提供体制検討委員会において相談窓口の運営等について協議を行うことで、円滑に事業を進めることができた。</p> <p><b>【平成 29 年度】</b></p> <p>平成 29 年度においては、各圏域在宅医療提供体制検討委員会において相談窓口の運営等について協議を行うことで、円滑に事業を進めることができた。</p> <p>なお、本事業及び「在宅医療推進協議会の設置事業」並びに「かかりつけ医育成研修及びかかりつけ医を持つことに対する普及・啓発事業」を一体的に実施することで、効果的な在宅医療推進を図る。</p> |
| その他 |   |

|                  |   |                  |
|------------------|---|------------------|
| 事業の区分            | 2. 居宅等における医療の提供に関する事業   |                  |
| 事業名              | 【NO.12】<br>在宅歯科医療推進（普及啓発事業）   | 【総事業費】<br>578 千円 |
| 事業の対象となる区域       | 和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域   |                  |
| 事業の実施主体          | 県   |                  |
| 事業の期間            | 平成 26 年 12 月補正予算成立後～平成 30 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了  |                  |
| 背景にある医療・介護ニーズ    | 増加が見込まれる在宅患者や、多様化する在宅歯科医療のニーズに対応し、適切な医療・介護サービスが供給できるよう在宅歯科にかかる提供体制の強化が必要。<br>アウトカム指標：<br>口腔ケアの知識をもつ医療職等がいる施設数<br>平成 27 年度 5 施設 → 平成 28 年度 15 施設   |                  |
| 事業の内容（当初計画）      | 歯科検診や保健指導の機会が少ない、障害のある方に係る口腔ケアを始めとした在宅歯科医療知識の普及を目的に医療職等に対する研修を行う。   |                  |
| アウトプット指標（当初の目標値） | 目標受講者数 20 名   |                  |
| アウトプット指標（達成値）    | 【平成 26 年度】<br>受講者数 14 名<br>【平成 27 年度】<br>口腔ケアの知識をもつ医療職等がいる施設数<br>平成 27 年度 5 施設 → 平成 28 年度 17 施設<br>【平成 28 年度】<br>受講者数 14 名<br>【平成 29 年度】<br>受講者数 20 名   |                  |
| 事業の有効性・効率性       | 事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：<br>口腔ケアの知識をもつ医療職等がいる施設数<br>H27 年度 5 施設 → H28 年度 17 施設 → H29 年度 27 施設<br><br>(1) 事業の有効性<br>障害者・高齢者に接する機会の多い専門職種に対し、歯科口腔ケアの必要性及び実践方法を伝えることにより、歯科口腔疾患予防に係るケアを実際の介護現場で実践するきっかけを作ることができた。<br>(2) 事業の効率性<br>日常的に障害者・高齢者の歯科治療を実施している団体を研修事業の対象とすることにより、障害者・高齢者の特性を的確に伝え、より実践的な研修会を効率的に実施することができた。 |                  |
| その他              |   |                  |

|                   |  |                  |
|-------------------|--|------------------|
| 事業の区分             | 2. 居宅等における医療の提供に関する事業  |                  |
| 事業名               | 【NO.13】<br>在宅介護者への歯科口腔保健推進   | 【総事業費】<br>376 千円 |
| 事業の対象となる区域        | 和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域  |                  |
| 事業の実施主体           | 歯科診療所  |                  |
| 事業の期間             | 平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了   |                  |
| 背景にある医療・介護ニーズ     | 在宅療養者の増加や在宅歯科医療のニーズの多様化に対応し、適切な在宅歯科医療が提供できる体制の強化が必要。<br>アウトカム指標：<br>1 か月間の居宅療養管理指導の実施件数<br>(歯科医師による、歯科衛生士による)<br>1,037 件 (平成 26 年 9 月)<br>→ 1,055 件 (平成 30 年 3 月) (※年に 5 件増加)  |                  |
| 事業の内容 (当初計画)      | 在宅療養者への口腔ケアや在宅介護者への歯科口腔保健の知識・技術指導を行うことで、今後増加が見込まれる在宅療養者や多様化する在宅歯科医療のニーズに対応し、適切な在宅歯科医療が提供できる体制を構築する。  |                  |
| アウトプット指標 (当初の目標値) | 口腔ケアや指導に必要な医療機器を整備する歯科診療所等<br>1 か所   |                  |
| アウトプット指標 (達成値)    | 口腔ケアや指導に必要な医療機器を整備する歯科診療所<br>2 か所  |                  |
| 事業の有効性・効率性        | 事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：<br>居宅療養管理指導 (歯科医師による、歯科衛生士による)<br>1,037 件 (平成 26 年 9 月) → 1,047 件 (H28)<br>観察できなかった (医療施設調査は 3 年に一度で、前回は平成 26 年度に実施のため、次回調査は平成 29 年度)<br><br>(1) 事業の有効性<br>在宅歯科診療における口腔ケアのための医療機器の購入支援により、在宅歯科医療の質の向上を図ることができた。<br>(2) 事業の効率性<br>在宅歯科診療をすでに行っている診療所への支援を集中して行うことで、在宅歯科医療の質の向上を効率的に図ることができた。 |                  |
| その他               |  |                  |

|                  |   |                     |
|------------------|---|---------------------|
| 事業の区分            | 4. 医療従事者の確保に関する事業   |                     |
| 事業名              | 【NO.20】<br>潜在看護職員復職支援研修の拡充  | 【総事業費】<br>16,883 千円 |
| 事業の対象となる区域       | 和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域   |                     |
| 事業の実施主体          | 和歌山県（和歌山県看護協会）  |                     |
| 事業の期間            | 平成 26 年 12 月補正予算成立後～平成 30 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了  |                     |
| 背景にある医療・介護ニーズ    | 高齢化の進行や疾病構造の変化などにより、多様化する医療ニーズに対応し、適切な医療サービスを提供できる質の高い看護職員及び看護職員数の確保が必要。<br>アウトカム指標：<br>潜在看護職員数の年間再就業数 20 人   |                     |
| 事業の内容（当初計画）      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・潜在看護職員復職支援研修の実地研修機関を拡大する。</li> <li>・医療機関だけでなく訪問看護ステーションへ実地研修の場を拡大する。</li> <li>・サテライトの利用によりエリアを拡大し受け入れ研修機関数を増やす。</li> <li>・研修内容に高機能シミュレーターを用い、より実践的な研修で復職への自信につなげる。</li> </ul> |                     |
| アウトプット指標（当初の目標値） | 《研修受講人数》<br>平成 26 年度 30 人、平成 27 年度 50 人、平成 28 年度 50 人<br>《復職就業人数》<br>平成 26 年度 15 人、平成 27 年度 25 人、平成 28 年度 25 人  |                     |
| アウトプット指標（達成値）    | 【平成 26 年度】 研修受講人数 15 人<br>復職就業人数 13 人<br>【平成 27 年度】 研修受講人数 24 人<br>復職就業人数 11 人<br>【平成 28 年度】 研修受講人数 16 人<br>復職就業人数 10 人<br>【平成 29 年度】 研修受講人数 12 人<br>復職就業人数 8 人   |                     |
| 事業の有効性・効率性       | 事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：<br>潜在看護職員の年間再就業数 38 人（平成 29 年度）<br><b>（1）事業の有効性</b><br>看護職有資格者に対する復職支援を行うことで、県内看護職員の充足に寄与できた。<br><b>（2）事業の効率性</b><br>事業委託先を看護職員育成のノウハウを持つ団体とすることで、講師の再委託や研修施設の確保に要する経費を抑えることができた。                |                     |
| その他              |   |                     |

|                  |   |                    |
|------------------|---|--------------------|
| 事業の区分            | 4. 医療従事者の確保に関する事業   |                    |
| 事業名              | 【NO.22】<br>看護職員の復職支援強化・就業促進   | 【総事業費】<br>9,612 千円 |
| 事業の対象となる区域       | 和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域   |                    |
| 事業の実施主体          | 県   |                    |
| 事業の期間            | 平成 26 年 12 月補正予算成立後～平成 30 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了  |                    |
| 背景にある医療・介護ニーズ    | 高齢化の進行や疾病構造の変化などにより、多様化する医療ニーズに対応し、適切な医療サービスを提供できる質の高い看護職員及び看護職員数の確保が必要。<br>アウトカム指標：潜在職員の年間再就業数 20 人  |                    |
| 事業の内容（当初計画）      | 和歌山市内・紀北地域・紀南地域にナースセンターサテライトを創設<br>① e ナースセンターと連動したシステムの構築<br>② セカンドキャリア活用した就労相談、復職支援の実施<br>③ 病院、看護養成所との連携を深め、届け出登録の周知の徹底を図る  |                    |
| アウトプット指標（当初の目標値） | ・看護職員の就労状況を把握する。<br>・潜在看護職員の再就労につなげる。   |                    |
| アウトプット指標（達成値）    | 【平成 26 年度】<br>ナースセンターサテライトを和歌山市内（11 回）・紀北地域（11 回）・紀南地域（11 回）に創設し、就労相談及び復職支援（計 19 人）を行った。<br>【平成 27 年度】<br>ナースセンターサテライトを和歌山市内（36 回）・紀北地域（36 回）・紀南地域（33 回）に創設し、就労相談及び復職支援（計 72 人）を行い、うち 26 人が再就業した。<br>【平成 28 年度】<br>ナースセンターサテライトを和歌山市内（47 回）・紀北地域（43 回）・紀南地域（46 回）に創設し、就労相談及び復職支援（計 101 人）を行い、うち 37 人が再就業した。<br>【平成 29 年度】<br>ナースセンターサテライトを和歌山市内（23 回）・紀南地域（24 回）に創設し、就労相談及び復職支援（計 66 人）を行い、うち 30 人が再就職した。 |                    |
| 事業の有効性・効率性       | 事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：<br>潜在看護職員の年間再就業数 38 人（平成 29 年度）<br><br>（1）事業の有効性<br>看護職員の復職・就業の相談窓口をサテライトで設けることで、復職・就業の支援が強化された。<br>（2）事業の効率性<br>ハローワークと連携することで、県内各地での就業相談をより少ない経費で実施することができた。   |                    |
| その他              |   |                    |

|                  |   |                      |
|------------------|---|----------------------|
| 事業の区分            | 4. 医療従事者の確保に関する事業   |                      |
| 事業名              | 【NO.24】<br>地域医療支援センター運営   | 【総事業費】<br>113,203 千円 |
| 事業の対象となる区域       | 和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域   |                      |
| 事業の実施主体          | 県   |                      |
| 事業の期間            | 平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日<br><input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了  |                      |
| 背景にある医療・介護ニーズ    | <p>医師の地域偏在・診療科偏在の解消を図り、県内において適切な医療サービスを供給できる体制の強化が必要。</p> <p>アウトカム指標：<br/>県立医科大学県民医療枠・地域医療枠等卒業医師の地域医療従事者数 5 人 (H28) → 160 人 (H38)</p>   |                      |
| 事業の内容（当初計画）      | 県内の医師不足状況等を把握・分析し、医師のキャリア形成支援と一体的に医師不足医療機関の医師確保を行うため、地域医療支援センターの運営を行う。  |                      |
| アウトプット指標（当初の目標値） | 地域医療支援センターが支援する医学生及び県民医療枠・地域医療枠等卒業医師数 251 人 (H27) → 288 人 (H28)   |                      |
| アウトプット指標（達成値）    | <p>【平成 28 年度】<br/>H28 地域医療枠等卒業医師数 288 人</p> <p>【平成 29 年度】<br/>H29 地域医療枠等卒業医師数 318 人</p>   |                      |
| 事業の有効性・効率性       | <p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：</p> <p>【平成 28 年度】<br/>H28 県立医科大学県民医療枠・地域医療枠等卒業医師の地域医療従事者数 5 人<br/>観察できた 指標：0 人(H27)から 5 人(H28)</p> <p>【平成 29 年度】<br/>H29 県立医科大学県民医療枠・地域医療枠等卒業医師の地域医療従事者数 21 人<br/>観察できた 指標：5 人(H28)から 21 人(H29)</p> <p><b>(1) 事業の有効性</b><br/>本事業の実施により、県立医科大学の県民医療枠・地域医療枠学生及び卒業医師の地域医療マインドの育成や卒前・卒後のキャリア形成支援を行っており、上記の卒業医師が順次、地域の医療機関で勤務することにより、医師の地域偏在の解消が期待できる。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b><br/>県内唯一の医師養成機関であり、県内公的病院等に多数の医師を派遣している公立大学法人和歌山県立医科大学に業務を委託することで、大学と共同・連携した医師の養成、キャリア形成支援等が可能となり、事業の重複をなくし、事務の効率化を図ることができた。</p> |                      |
| その他              |   |                      |



|                   |  |                      |
|-------------------|--|----------------------|
| 事業の区分             | 4. 医療従事者の確保に関する事業  |                      |
| 事業名               | 【NO.25】<br>産科医等確保支援  | 【総事業費】<br>144,197 千円 |
| 事業の対象となる区域        | 和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域  |                      |
| 事業の実施主体           | 医療機関   |                      |
| 事業の期間             | 平成 26 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了   |                      |
| 背景にある医療・介護ニーズ     | <p>県内産科医師の不足と分娩取扱病院における産科医師の負担増を解消するため、産科医師の確保を図ることが必要。</p> <p>アウトカム指標：<br/>県内公的病院産科医師数 7名の増<br/>(平成 28 年 4 月現在 54 名)</p>  |                      |
| 事業の内容 (当初計画)      | 分娩を取り扱う病院、診療所、助産所を対象に、分娩を取り扱う産科・産婦人科医及び助産師に対して、処遇改善を目的として分娩件数に応じて支給される手当の補助を行う。  |                      |
| アウトプット指標 (当初の目標値) | 勤務が過酷な産科医療を担う医師の処遇改善を図ることで、産科医の確保を図る。<br>医師支援実施施設への補助数 23 箇所   |                      |
| アウトプット指標 (達成値)    | <p>【平成 28 年度】<br/>医師支援実施施設への補助数 19 箇所</p> <p>【平成 29 年度】<br/>医師支援実施施設への補助数 22 箇所</p>  |                      |
| 事業の有効性・効率性        | <p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：<br/>県内公的病院産科医師数<br/>平成 28 年 4 月現在 54 名 → 平成 30 年 4 月現在 54 名<br/>※分娩施設側の手続き処理の負担を減らし、改めて周知を行うことで改善を図る。</p> <p>(1) 事業の有効性<br/>22 箇所の医師支援実施施設に対し、分娩手当等を補助することによって処遇改善を図り、産科医師数の減少は食い止めることができた。</p> <p>(2) 事業の効率性<br/>調整率を設け、必要な費用を限定して効率的に補助を行った。</p> |                      |
| その他               |  |                      |

|                  |  |                    |
|------------------|--|--------------------|
| 事業の区分            | 4. 医療従事者の確保に関する事業  |                    |
| 事業名              | 【NO.26】<br>新生児医療担当医確保支援事業  | 【総事業費】<br>7,030 千円 |
| 事業の対象となる区域       | 和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域  |                    |
| 事業の実施主体          | 医療機関   |                    |
| 事業の期間            | 平成 26 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了   |                    |
| 背景にある医療・介護ニーズ    | 晩婚化による高齢出産の増加や、低出生体重児等リスクの高い新生児の出生数増加に伴い、新生児担当医の負担が増加。<br>新生児担当医の確保を図るため処遇改善に係る支援が必要。  |                    |
|                  | アウトカム指標：<br>NICU設置病院の維持<br>3病院 (H27) → 3病院 (H28)   |                    |
| 事業の内容（当初計画）      | 勤務が過酷な新生児医療を担う医師の処遇改善を図ることで、新生児医療担当医の確保を図る。  |                    |
| アウトプット指標（当初の目標値） | NICU設置病院への支援数 2病院  |                    |
| アウトプット指標（達成値）    | 【平成 28 年度】<br>NICU設置病院への支援数 2病院<br>【平成 29 年度】<br>NICU設置病院への支援数 2病院   |                    |
| 事業の有効性・効率性       | 事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：<br>NICU設置病院 3病院 (H29)   |                    |
|                  | <p><b>(1) 事業の有効性</b><br/>NICU（診療報酬の対象となるもの）設置病院において、新生児医療に従事する医師に対し、新生児担当手当等を支給することにより、過酷な勤務状況にある新生児医療担当医の処遇改善を図ることができた。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b><br/>調整率を設け、必要な費用を限定して効率的に補助を行った。</p> |                    |
| その他              |  |                    |

|                  |  |                      |
|------------------|--|----------------------|
| 事業の区分            | 4. 医療従事者の確保に関する事業  |                      |
| 事業名              | 【NO.28】<br>看護職員養成強化対策  | 【総事業費】<br>162,012 千円 |
| 事業の対象となる区域       | 和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域  |                      |
| 事業の実施主体          | 看護師等養成所  |                      |
| 事業の期間            | 平成 26 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了   |                      |
| 背景にある医療・介護ニーズ    | 高齢化の進行や疾病構造の変化などにより、多様化する医療ニーズに対応し、適切な医療サービスを提供できる質の高い看護職員及び看護職員数の確保が必要。<br>アウトカム指標：<br>従事者届による看護職員の実人数の増<br>(H26) 13,820 人 → (H30) 14,744 人   |                      |
| 事業の内容（当初計画）      | 看護教育の充実及び運営の適正化を図るため、民間立の看護師等養成所の運営に対する補助を行う。  |                      |
| アウトプット指標（当初の目標値） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助を行う看護師等養成所数 3 施設</li> <li>・補助を行う看護師等養成所の生徒数 330 人（総定員）</li> <li>・補助を行う看護師等養成所の卒業者数 120 人（定員）</li> </ul>  |                      |
| アウトプット指標（達成値）    | <p>【平成 28 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助を行う看護師等養成所数 3 施設</li> <li>・補助を行う看護師等養成所の生徒数 352 人</li> <li>・補助を行う看護師等養成所の卒業者数 104 人</li> </ul> <p>【平成 29 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助を行う看護師等養成所数 3 施設</li> <li>・補助を行う看護師等養成所の生徒数 344 人</li> <li>・補助を行う看護師等養成所の卒業者数 98 人</li> </ul> |                      |
| 事業の有効性・効率性       | <p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：<br/>看護職員の実人数については平成 30 年度把握予定<br/>※ 従事者届は 2 年に 1 回（次回は平成 30 年度）<br/>※ 現時点での最新値：14,337 人（平成 28 年度）</p> <p><b>（1）事業の有効性</b><br/>看護師等養成所の運営に対する補助を行い、看護職員の養成力の強化及び充実を図ることができた。</p> <p><b>（2）事業の効率性</b><br/>へき地における重点支援や国家試験合格率等による調整率を設定することで、効率的な看護職員の養成力の強化及び充実を図ることができた。</p>                 |                      |
| その他              |  |                      |

|                  |   |                    |
|------------------|---|--------------------|
| 事業の区分            | 4. 医療従事者の確保に関する事業   |                    |
| 事業名              | 【NO.29】<br>新人看護職員研修（ナースセンター事業）  | 【総事業費】<br>2,355 千円 |
| 事業の対象となる区域       | 和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域   |                    |
| 事業の実施主体          | 県   |                    |
| 事業の期間            | 平成 26 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了  |                    |
| 背景にある医療・介護ニーズ    | 高齢化の進行や疾病構造の変化などにより、多様化する医療ニーズに対応し、適切な医療サービスを提供できる質の高い看護職員及び看護職員数の確保が必要。<br>アウトカム指標：<br>従事者届による看護職員の実人数の増<br>(H26) 13,820 人 → (H30) 14,744 人  |                    |
| 事業の内容（当初計画）      | ガイドラインに基づいた内容で新人看護職員研修を実施する。<br>(委託)<br>・実地指導者研修  |                    |
| アウトプット指標（当初の目標値） | 研修を受けた新人看護職員数 40 人（実人数）   |                    |
| アウトプット指標（達成値）    | 【平成 28 年度】<br>研修受講人数 42 人（実人数）<br>【平成 29 年度】<br>研修受講人数 50 人（実人数）  |                    |
| 事業の有効性・効率性       | 事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：<br>看護職員の実人数については平成 30 年度把握予定<br>※ 従事者届は 2 年に 1 回（次回は平成 30 年度）<br>※ 現時点での最新値：14,337 人（平成 28 年度）<br><br>(1) 事業の有効性<br>新人看護職員実施指導者に対して、国のガイドラインに沿った内容となるよう研修することにより、新人看護職員の早期離職防止を図ることができた。<br>(2) 事業の効率性<br>研修場所を県看護研修センター 1 カ所とすることで、コストが低減され、研修の実施が効率的に行われた。 |                    |
| その他              |   |                    |

|                  |  |                     |
|------------------|--|---------------------|
| 事業の区分            | 4. 医療従事者の確保に関する事業  |                     |
| 事業名              | 【NO.32】<br>新人看護職員研修（看護職員充足対策事業）  | 【総事業費】<br>60,426 千円 |
| 事業の対象となる区域       | 和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域  |                     |
| 事業の実施主体          | 病院、診療所   |                     |
| 事業の期間            | 平成 26 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了   |                     |
| 背景にある医療・介護ニーズ    | 高齢化の進行や疾病構造の変化などにより、多様化する医療ニーズに対応し、適切な医療サービスを提供できる質の高い看護職員及び看護職員数の確保が必要。<br>アウトカム指標：<br>従事者届による看護職員の実人数の増<br>(H26) 13,820 人 → (H30) 14,744 人   |                     |
| 事業の内容（当初計画）      | 病院等において、新人看護職員に対し、国の定めるガイドラインに沿った研修を実施するための費用の補助を行う。   |                     |
| アウトプット指標（当初の目標値） | ・研修を実施した医療機関 25 カ所<br>・研修を受けた新人看護職員数 300 人   |                     |
| アウトプット指標（達成値）    | 【平成 28 年度】<br>・研修を実施した医療機関 26 カ所<br>・研修を受けた新人看護職員数 355 人<br>【平成 29 年度】<br>・研修を実施した医療機関 28 カ所<br>・研修を受けた新人看護職員数 385 人   |                     |
| 事業の有効性・効率性       | 事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：<br>看護職員の実人数については平成 30 年度把握予定<br>※ 従事者届は 2 年に 1 回（次回は平成 30 年度）<br>※ 現時点での最新値：14,337 人（平成 28 年度）<br><br>(1) 事業の有効性<br>新人看護職員に対する研修を実施し、看護の質の向上や安全な医療の確保、早期離職防止を図ることができた。<br>(2) 事業の効率性<br>新人看護職員に対する研修を各医療機関で実施することで、迅速かつ効率良く事業を実施することができた。 |                     |
| その他              |  |                     |

|                  |  |                    |
|------------------|--|--------------------|
| 事業の区分            | 4. 医療従事者の確保に関する事業  |                    |
| 事業名              | 【NO.34】<br>看護教育・研修   | 【総事業費】<br>6,256 千円 |
| 事業の対象となる区域       | 和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域  |                    |
| 事業の実施主体          | 県  |                    |
| 事業の期間            | 平成 26 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了   |                    |
| 背景にある医療・介護ニーズ    | 高齢化の進行や疾病構造の変化などにより、多様化する医療ニーズに対応し、適切な医療サービスを提供できる質の高い看護職員及び看護職員数の確保が必要。<br>アウトカム指標：<br>従事者届による看護職員の実人数の増<br>(H26) 13,820 人 → (H30) 14,744 人   |                    |
| 事業の内容（当初計画）      | 看護職員に対する看護教員研修、実習指導者講習会を実施する。（委託）  |                    |
| アウトプット指標（当初の目標値） | ・看護教員研修 受講者 100 名（延べ人数）<br>・実習指導者講習会 受講者 30 名（実人数）   |                    |
| アウトプット指標（達成値）    | 【平成 28 年度】<br>・看護教員研修 受講者 123 名（延べ人数）<br>・実習指導者講習会 受講者 33 名（実人数）<br>【平成 29 年度】<br>・看護教員研修 受講者 74 名（延べ人数）<br>・実習指導者講習会 受講者 37 名（実人数）  |                    |
| 事業の有効性・効率性       | 事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：<br>看護職員の実人数については平成 30 年度把握予定<br>※ 従事者届は 2 年に 1 回（次回は平成 30 年度）<br>※ 現時点での最新値：14,337 人（平成 28 年度）<br><br>（1）事業の有効性<br>看護職員の養成力及び指導力強化により、社会のニーズに即応した質の高い看護の提供を図ることができ、国家試験合格率についても、全国平均を上回る合格率となった。<br>（2）事業の効率性<br>研修場所を県看護研修センター 1 カ所とすることで、コストが低減され、研修の実施が効率的に行われた。 |                    |
| その他              |  |                    |

|                  |   |                     |
|------------------|---|---------------------|
| 事業の区分            | 4. 医療従事者の確保に関する事業   |                     |
| 事業名              | 【NO.35】<br>子ども救急相談ダイヤル (#8000)  | 【総事業費】<br>15,377 千円 |
| 事業の対象となる区域       | 和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域   |                     |
| 事業の実施主体          | 県   |                     |
| 事業の期間            | 平成 26 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了  |                     |
| 背景にある医療・介護ニーズ    | 夜間休日に小児の軽症患者が高次医療機関へ集中し、病院勤務医に過重負担となっている。また、本来業務である 2 次 3 次救急医療の提供に支障の出る恐れがある。  |                     |
|                  | アウトカム指標：<br>2 次救急医療機関における救急患者数（入院を除く患者数）の減少 15,845 人（H27）⇒15,845 人以下（H28）   |                     |
| 事業の内容（当初計画）      | 子どもの急病に対する保護者の不安を緩和し、不要不急の救急受診を抑制するため、看護師・小児科医師による夜間休日の電話相談を 3 6 5 日体制で実施する（委託）。  |                     |
| アウトプット指標（当初の目標値） | 年間相談件数 5845 件以上   |                     |
| アウトプット指標（達成値）    | 【平成 29 年度】<br>年間相談件数 7,127 件  |                     |
| 事業の有効性・効率性       | 事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：<br>2 次救急医療機関における小児救急患者数（入院を除く患者数）の減少 15,739 人（H28）→14,859 人（H29 暫定）  |                     |
|                  | <p><b>（1）事業の有効性</b><br/>子ども救急相談ダイヤル（#8000）事業を実施することにより、保護者の不安軽減と不要不急の救急受診の抑制、病院勤務医の負担軽減につなげることができた。</p> <p><b>（2）事業の効率性</b><br/>入札によって電話相談業務の受託者を決定しており、コストの低下を図っている。</p> |                     |
| その他              |   |                     |

|                   |  |                     |
|-------------------|--|---------------------|
| 事業の区分             | 4. 医療従事者の確保に関する事業  |                     |
| 事業名               | 【NO.36】<br>あんしん子育て救急整備運営   | 【総事業費】<br>77,846 千円 |
| 事業の対象となる区域        | 和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域  |                     |
| 事業の実施主体           | 病院   |                     |
| 事業の期間             | 平成 26 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了   |                     |
| 背景にある医療・介護ニーズ     | 各保健医療圏において、小児科医の地域偏在という課題はあるが、小児 2 次救急医療体制の整備充実が必要。<br>アウトカム指標：<br>小児 2 次救急医療体制を整備している保健医療圏の維持 4 医療圏 (H27) ⇒ 4 医療圏 (H28)   |                     |
| 事業の内容 (当初計画)      | 2 次救急医療を担う病院に対して、休日・夜間の小児科専門医による診療体制を整えるために必要な運営費の補助を行う。   |                     |
| アウトプット指標 (当初の目標値) | 小児科医の当直体制を整備する 2 次救急医療機関への補助 4 医療機関  |                     |
| アウトプット指標 (達成値)    | 【平成 29 年度】<br>那賀・橋本・御坊・田辺・新宮の 5 病院に対し、休日・夜間の小児科専門医による診療体制を整えるために必要な運営費の補助を実施   |                     |
| 事業の有効性・効率性        | 事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：<br>小児 2 次救急医療体制を整備している保健医療圏の維持 4 医療圏 (H28) → 5 医療圏 (H29)<br><br><b>(1) 事業の有効性</b><br>休日・夜間の小児科専門医による診療体制を整備することにより、2 次医療圏単位での小児救急医療体制の堅持につながり、県民が居住地の最寄りの病院で小児科専門医による診療を受ける体制整備を行うことができた。<br><b>(2) 事業の効率性</b><br>2 次医療圏単位で小児診療の拠点となる病院の運営を支援することにより、医師の負担を軽減しつつ、小児救急患者を効率的に診療することができた。 |                     |
| その他               |  |                     |



|                  |  |                      |
|------------------|--|----------------------|
| 事業の区分            | 4. 医療従事者の確保に関する事業  |                      |
| 事業名              | 【NO.37】<br>病院内保育所運営（病院内保育所設置促進）  | 【総事業費】<br>205,079 千円 |
| 事業の対象となる区域       | 和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域  |                      |
| 事業の実施主体          | 病院、診療所   |                      |
| 事業の期間            | 平成 26 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日<br><input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了   |                      |
| 背景にある医療・介護ニーズ    | 高齢化の進行や疾病構造の変化などにより、多様化する医療ニーズに対応し、適切な医療サービスを提供できる質の高い看護職員及び看護職員数の確保が必要。<br>アウトカム指標：<br>従事者届による看護職員の実人数の増<br>(H26) 13,820 人 → (H30) 14,744 人   |                      |
| 事業の内容（当初計画）      | 医療機関に勤務する職員の乳幼児保育事業に対し、病院内保育所の運営費について補助を行う。  |                      |
| アウトプット指標（当初の目標値） | ・補助を行う医療機関数 14 ヶ所<br>・補助を行う医療機関の保育児童数 210 名  |                      |
| アウトプット指標（達成値）    | 【平成 28 年度】<br>・補助を行う医療機関数 13 ヶ所<br>・補助を行う医療機関の保育児童数 175 名<br>【平成 29 年度】<br>・補助を行う医療機関数 11 ヶ所<br>・補助を行う医療機関の保育児童数 154 名   |                      |
| 事業の有効性・効率性       | 事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：<br>看護職員の実人数については平成 30 年度把握予定<br>※ 従事者届は 2 年に 1 回（次回は平成 30 年度）<br>※ 現時点での最新値：14,337 人（平成 28 年度）<br><br>(1) 事業の有効性<br>病院内保育所の整備により、医療機関に勤務する職員の勤務環境を改善し、離職防止を図ることができた。<br>(2) 事業の効率性<br>補助対象の医療機関の決算状況により調整率を設け、必要な費用を限定して効率的に補助することができた。 |                      |
| その他              |  |                      |

|                  |  |                     |
|------------------|--|---------------------|
| 事業の区分            | 4. 医療従事者の確保に関する事業  |                     |
| 事業名              | 【NO.39】<br>医療勤務環境改善推進  | 【総事業費】<br>11,322 千円 |
| 事業の対象となる区域       | 和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域  |                     |
| 事業の実施主体          | 県（県病院協会）   |                     |
| 事業の期間            | 平成 26 年 10 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日<br><input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了  |                     |
| 背景にある医療・介護ニーズ    | 医療機関の勤務環境改善を通じ医療従事者の定着を図り、県内において適切な医療サービスを提供するため、医療従事者の確保が必要。<br>アウトカム指標：<br>急性期（0.601 人/床、H27 病床機能報告）と回復期（0.559 人/床、H27 病床機能報告）の病床 1 床あたり看護職員数の維持   |                     |
| 事業の内容（当初計画）      | 医療機関内での勤務環境整備を促進し、医療従事者の定着を図るため、専門家の派遣を行い、個々の医療機関のニーズに応じた支援を実施するための医療勤務環境改善支援センターを運営する。（委託）  |                     |
| アウトプット指標（当初の目標値） | ・ 専門家派遣回数 2 回<br>・ 研修会開催回数 1 回   |                     |
| アウトプット指標（達成値）    | 【平成 29 年度】<br>・ 専門家派遣回数 0 回<br>・ 研修会開催回数 1 回   |                     |
| 事業の有効性・効率性       | 事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：<br>平成 27 年度における病床 1 床あたり看護職員数の維持<br>・ 急性期（H27）0.601 人 に対し（H29）0.616 人<br>・ 回復期（H27）0.559 人 に対し（H29）0.639 人<br>→ いずれも平成 27 年度の水準を上回った。<br><br><b>（1）事業の有効性</b><br>県医療勤務環境改善支援センターを設置し、医療勤務環境改善に取り組む医療機関からの相談体制を整備することができた。また、様々な機会を捉えて周知に努めており、県内の医療機関でもその必要性について認識を深めつつある。<br><b>（2）事業の効率性</b><br>労働局が実施する医療労務管理相談コーナーをセンター内に設置し、ほとんどの県内病院が加入する県病院協会に事業を委託することで、勤務環境改善に取り組む医療機関の進捗状況を随時把握し、事業を効率的に実施することができた。 |                     |
| その他              |  |                     |

|                  |  |                    |
|------------------|--|--------------------|
| 事業の区分            | 4. 医療従事者の確保に関する事業  |                    |
| 事業名              | 【NO.41】<br>歯科衛生士の復職支援  | 【総事業費】<br>3,980 千円 |
| 事業の対象となる区域       | 和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域  |                    |
| 事業の実施主体          | 県歯科医師会   |                    |
| 事業の期間            | 平成 28 年 7 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日<br><input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了   |                    |
| 背景にある医療・介護ニーズ    | 高齢化の進行や在宅療養者の増加などにより、歯科医療ニーズの多様化や高度化に対応できる歯科衛生士が不足しており、その確保が必要である。<br>アウトカム指標：<br>就業歯科衛生士数の増<br>885 人(平成 26 年)→ 989 人(平成 32 年)   |                    |
| 事業の内容（当初計画）      | 潜在歯科衛生士に対する復職支援及び在宅歯科診療の研修の実施に対する補助を行う。  |                    |
| アウトプット指標（当初の目標値） | 目標受講者数 30 名  |                    |
| アウトプット指標（達成値）    | 【平成 28 年度】<br>受講者数 16 名<br>【平成 29 年度】<br>受講者数 31 名   |                    |
| 事業の有効性・効率性       | 事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：<br>就業歯科衛生士の増<br>885 人(平成 26 年) → 955 人(平成 28 年)<br>※直近の就業者数については、平成 30 年度以降調査予定<br><b>(1) 事業の有効性</b><br>歯科衛生士免許を持ちながら、その業務に就いていない者が、不安なく現場復帰できるように、知識・技能をアップデートできる場を設けた。<br><b>(2) 事業の効率性</b><br>不足している歯科衛生士を、新規に免許を取得するよりも早期に補充でき、かつ、復職したい歯科衛生士免許保持者のニーズにも応えられた。 |                    |
| その他              |  |                    |

|                  |  |                    |
|------------------|--|--------------------|
| 事業の区分            | 4. 医療従事者の確保に関する事業  |                    |
| 事業名              | 【NO.42】<br>医師臨床研修マッチング対策   | 【総事業費】<br>6,924 千円 |
| 事業の対象となる区域       | 和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域  |                    |
| 事業の実施主体          | 県  |                    |
| 事業の期間            | 平成 28 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日<br><input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了   |                    |
| 背景にある医療・介護ニーズ    | <p>研修医は将来の医療の担い手であることから、県内の臨床研修医を確保するため、魅力ある研修プログラム作りや PR が必要。</p> <p>アウトカム指標：<br/>医師臨床研修医数（採用者数平均値）の維持<br/>90 名（H26～H28）⇒90 名（H29）</p>  |                    |
| 事業の内容（当初計画）      | より多くの臨床研修医を確保するため、医学生に対し県内臨床研修の P R を行う。   |                    |
| アウトプット指標（当初の目標値） | 医師臨床研修マッチング率の向上 86.2% → 90%  |                    |
| アウトプット指標（達成値）    | マッチング率 90.2%   |                    |
| 事業の有効性・効率性       | <p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：<br/>平成 30 年度医師臨床研修医採用者数 109 名</p> <p><b>(1) 事業の有効性</b><br/>魅力ある研修プログラムや臨床研修病院を医学生に直接 P R したことで、県内の医師臨床研修マッチング率は全国上位に位置（マッチング率全国 7 位）</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b><br/>県内すべての臨床研修病院が集結し、一括して P R 事業を行ったことで、説明会開催に係るコストを抑制できた。</p> |                    |
| その他              |  |                    |

|                  |  |                     |
|------------------|--|---------------------|
| 事業の区分            | 4. 医療従事者の確保に関する事業  |                     |
| 事業名              | 【NO.43】<br>緊急時医師派遣・若手医師支援  | 【総事業費】<br>62,101 千円 |
| 事業の対象となる区域       | 和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域  |                     |
| 事業の実施主体          | 県  |                     |
| 事業の期間            | 平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日<br><input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了   |                     |
| 背景にある医療・介護ニーズ    | 若手医師が地域でキャリア形成するためには、地域の医療機関における指導医不足の解消が必要。<br>アウトカム指標：<br>・県立医科大学との協定により、医師派遣体制を整備（平成 28 年度～）<br>・指導医配置等により地域でキャリア形成が可能になった若手医師数 5 人（平成 28 年度） → 80 人（平成 32 年度）  |                     |
| 事業の内容（当初計画）      | 緊急時の医師派遣体制を整備するとともに、地域の公立病院等へ指導医を派遣し、若手医師のキャリア形成支援を実施。   |                     |
| アウトプット指標（当初の目標値） | 医師不足医療機関への指導医の追加配置人数<br>4 人（平成 28 年度） → 5 人（平成 29 年度）  |                     |
| アウトプット指標（達成値）    | H29 年度 4 名配置<br>4 医療機関に指導医を追加配置<br>（配置医療機関）有田市立病院、那智勝浦町立温泉病院、新宮市立医療センター  |                     |
| 事業の有効性・効率性       | 事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：<br>指導医配置等により地域でキャリア形成が可能になった若手医師数 21 人<br>観察できた 指標：5 人（H28）から 21 人（H29）<br><b>（1）事業の有効性</b><br>医師不足地域では指導医が不足しており、若手医師がキャリアを積むことが困難であったが、本事業により、若手医師と指導医を医師不足医療機関にセットで派遣することによって、医師不足を解消するとともに、地域におけるキャリア形成支援体制を構築することができた。<br><b>（2）事業の効率性</b><br>医師不足医療機関に対し、地域枠等の若手医師と指導医をセットで派遣することにより、若手医師のキャリア形成支援と地域の医師不足解消を一体的・効率的に実施することができた。また、地域医療支援センターが若手医師と指導医等を一体的に管理することで、派遣調整に係る事務の効率化を図ることができた。 |                     |
| その他              |  |                     |

|                  |   |                    |
|------------------|---|--------------------|
| 事業の区分            | 4. 医療従事者の確保に関する事業   |                    |
| 事業名              | 【NO.45】<br>産科医師当直応援   | 【総事業費】<br>5,962 千円 |
| 事業の対象となる区域       | 和歌山   |                    |
| 事業の実施主体          | 県   |                    |
| 事業の期間            | 平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日<br><input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了  |                    |
| 背景にある医療・介護ニーズ    | <p>医大総合周産期母子医療センターの産科医の負担軽減と、高度医療を提供する周産期医療体制の堅持が必要。</p> <p>アウトカム指標：<br/>開業医等による医大への当直応援回数<br/>44 回（平成 28 年度） → 48 回（平成 30 年度）</p>  |                    |
| 事業の内容（当初計画）      | 分娩の取扱をやめた開業医等が和歌山県立医科大学附属病院の当直業務に入る際の経費（人件費）を補助   |                    |
| アウトプット指標（当初の目標値） | 医大へ当直応援を行う開業医 4 名   |                    |
| アウトプット指標（達成値）    | 【平成 29 年度】<br>医大へ当直応援を行う開業医 4 名/月   |                    |
| 事業の有効性・効率性       | <p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：<br/>開業医の当直応援回数<br/>44 回（平成 28 年度） → 48 回（平成 29 年度）</p> <p><b>（1）事業の有効性</b><br/>開業医が医大に当直応援することで、医大産科医の負担軽減につなげることができた。</p> <p><b>（2）事業の効率性</b><br/>総合周産期母子医療センターに対する当直応援を実施することにより、高度医療を提供する上記センターの診療体制強化を図り、県全体の周産期医療体制を堅持につなげることができた。</p> |                    |
| その他              |   |                    |